



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(七九)
○マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(八〇)

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律(八一)

○労働安全衛生法の一部を改正する法律(八二)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(八三)

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(八四)

○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(八五)

〔政令〕

○国土交通省組織令の一部を改正する政令(二一九)
○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二二〇)

六 五 五 五 三 元 六 二 九

○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(二二二)
○東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(二二二)
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令(二二三)
○水循環基本法の施行期日を定める政令(二二四)
○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二二五)
○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(二二六)
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二二七)

〔省令〕

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働二)
○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働七一)
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通五六)
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令(同五七)

六 六 三 六 三 六

〔告示〕

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件(厚生労働二六六)

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十五年第四・四半期予算使用の状況(内閣)
平成二十五年第四・四半期国庫の状況(同)

六 三 六

本号で公布された法令のあらまし

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(法律第七九号)(法務省)

1 題名の改正

法律の題名を、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に改めることとした。

2 児童ポルノの定義

児童ポルノの定義のうち、第二条第三項第三号の規定を改め、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位(生殖器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するものとした。(第二条第三項第三号関係)

3 適用上の注意

この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようないことがあつてはならないこととした。(第三条関係)

4 児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止

何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないこととした。(第三条の二関係)

5 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則

自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて所持又は保管するに至つた者であり、かつ、当該者であることが明らか認められる者に限る)は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第七条第一項関係)